

7・8月の 児童センター

- 東海児童センター ☎52-5126
- 中央児童センター ☎52-3014
- 吉浜児童センター ☎52-1019
- 翼児童センター ☎54-2833
- 休館日 日曜日・祝日・年末年始
- 開館時間 月曜日～土曜日、午前9時～正午・午後1時～5時

子育て
ネットワーク
HP



スマホ版



モバイル版

児童センターの行事 詳しくは、ホームページ・子育て支援ネットワーク・センターだより(夏休み号)をご覧ください。

場所	行事名	月日	時間	対象	申込※参加費
東海	体幹トレーニングをしよう	7/10(水)	14:30～	小学生	無
	水遊び	7/11(木)	10:30～	乳幼児親子10組	有
	夏まつり	7/20(土)	13:30～	小学生・幼児親子70人	有 ※100円
	木片を使って自由に工作しよう①	8/5(月) 6(火)	9:30～	小学生15人	有
	木片を使って自由に工作しよう②	8/7(水) 8(木)	9:30～	小学生15人	
中央	だんす☆ダンス★DANCE	7/17(水)	10:30～	歩行が確立した子15組	有
	陶芸教室	7/20(土)	9:30～	小学生10人	有 ※500円
吉浜	のびのび育児相談	7/4(木)	10:00～	乳幼児親子	無
	リトミック教室	7/12(金)	10:30～		
	こわして作ろう	7/27(土)	13:30～	小学生15人 (親子参加可)	有
翼	親子で水遊び	7/4(木)	10:30～	乳幼児親子10組	有
	わらべうたあそび	7/8(月)	10:30～	乳幼児親子8組	
	つばさ夏まつり ～海賊船で大騒ぎ～	7/13(土)	13:30～	幼児親子・小学生100人	有 ※100円

私立幼稚園就園奨励費補助金限度額

①階層区分ごとの補助金限度額

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	308,000円		
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	308,000円	
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	187,200円	247,000円	308,000円
IV	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

私立幼稚園授業料の補助
市では、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。今年度においては、幼児教育の無償化にとともに、9月30日(月)までの授業料などが対象となります。
※この事業は、私立幼稚園の設置者をとおり補助します。

②階層区分ごとの多子軽減の適用条件

第Ⅲ階層以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃
第Ⅳ階層以上の世帯については、従来どおり小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の軽減を図る

③ひとり親世帯などの特例

ひとり親世帯など、在宅障害児(者)のいる世帯などの子どもの補助限度額については、以下のとおり

区分	補助対象経費	補助限度額(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
II	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割が非課税となる世帯	308,000円		
III	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	

- (注) 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額の合算額
2 年度途中に入園または退園した場合は、月割額による支給
3 実際に支払う授業料の額が補助額に満たないときは、その支払い額を限度額として補助
4 市民税所得割額は、住宅ローン控除を受ける前の額

問い合わせ先
いさいきこども育成グループ
☎52-1111 (内線362)

申請方法
幼稚園より配布される「授業料等減免措置に関する調査」に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。
補助限度額(別表)
※左表は年額ベースの額で、9月までの授業料などの支払月数に基づき計算します。